

第3章 廃棄物減量指導員の活動内容

ごみ減量の普及啓発に関すること

まず、家庭でごみを減らすことから考えてみましょう。

これは、それほど難しいことはありません。

暮らしの中のちょっとした心づかいで、ごみはずいぶん減らすことができます。

地域の皆さんとともに、ごみの減量に意欲的に取り組んでみましょう。

家庭でできるごみ減量法

～3Rの取組～

1R リデュース Reduce ごみは出さない



買い物には、マイバッグを持って行き、レジ袋を削減しましょう。

- レンタルやリースを上手に活用しましょう。
- 使い捨て商品はなるべく買わず、くり返し使用できる商品などを選びましょう。
- 衝動買いや買いすぎは、控えましょう。
- 過剰包装は、断りましょう。



お料理に工夫を。買いすぎに注意し、材料や食用油は、むだなく使い切りましょう。

また、作った料理はなるべく残さないようにし、生ごみは水切りを行うようにしましょう。
(生ごみの約80%は水分です)

2R リユース Reuse くり返し使う



不用になった衣類などは、フリーマーケットを利用したり、ゆずったりしましょう。

また、区役所や生活環境事業所などで定期的に回収しています。(19ページ参照)

- 広告のチラシ類は、裏をメモに使うなど有効に使いましょう。



リターナブルびん(ビールびんや酒びんなどの生きびん)は、販売店に返却したり地域の資源集団回収に出しましょう。

3R リサイクル Recycle 資源として再び利用する



紙類（新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パック等）や布類（古着など）は地域の資源集団回収に出しましょう。



生ごみは、電動生ごみ処理機、生ごみコンポスト化容器等を利用し、堆肥にするなど再生利用を図りましょう。（13 ページ参照）

食品ロス削減協力店

（※令和3年11月、「食べきり協力店」から名称変更）

飲食店の食べきを促す取組や、食品小売店の小分け販売等の消費者が食べ切りやすくする取組、また、ポスター等による利用者への食品ロス*削減の呼びかけなどを実施しているお店です。※まだ食べられるのに捨ててしまっている食品のこと
協力店の詳細については

川崎市 食品ロス削減協力店 [検索](#)



フードドライブ

家庭で使いきれない未利用食品をお持ちいただくフードドライブを実施しています。
集まった食品は、フードバンク団体等を通じて必要な世帯等にお渡ししています。

常設回収場所	所在地・電話番号	曜日・時間
フードドライブ窓口（環境局減量推進課）	川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎20階 044-200-2568	月曜日～金曜日（午前8時30分～午後5時15分） （年末年始及び祝祭日を除く）
川崎市地球温暖化防止活動推進センター	高津区溝口1-4-1ノクティ2 11階 高津市民館内 044-813-1313	水曜日～日曜日（午前10時～午後5時） （年末年始及び高津市民館の休館日を除く）
ヨネッティー王禅寺	麻生区王禅寺1321 044-951-3636	毎日（午前9時～午後9時） （毎月第4水曜日及び年末年始を除く）
川崎生活環境事業所	川崎区塩浜4-11-9 044-266-5747	月曜日～土曜日 （午前8時～午後4時45分） （年始を除く）
中原生活環境事業所	中原区中丸子155-1 044-411-9220	
宮前生活環境事業所	宮前区宮崎172 044-866-9131	
多摩生活環境事業所	多摩区枳形1-14-1 044-933-4111	

各区役所、支所での「ごみ相談窓口」や、食ロス削減イベントでもフードドライブを実施しています。

食品の回収条件

- ・未開封であるもの
- ・賞味期限が明記され、かつ2ヶ月以上残っているもの
- ・常温で保存が可能なもの

など

川崎市 フードドライブ [検索](#)



リユース・リサイクルショップ

中古品の買取り・販売等を行うことにより、廃棄物のリユース(再使用)及びリサイクル(再生利用)等に関する市の施策に協力するお店です。

(リユース・リサイクルショップ認定店一覧表 51ページ巻末資料5 参照)

エコショップ

環境に配慮し、廃棄物の減量化及び資源化等に関する市の施策へ積極的に協力するお店や商店街などです。

(エコショップ認定店一覧表 53ページ巻末資料6 参照)

【エコショップの取組内容】

- 1 製品の簡易包装又はレジ袋削減の推進
- 2 資源物等の店頭回収
- 3 生活用品の修理・再生
- 4 事業系古紙の無償回収又は買取り
- 5 その他(生ごみコンポスト化容器販売等)

リユースプラットフォーム

民間事業者と協定を締結し、事業者の運営するサイトの紹介を行っています。

- ・ **おいくら**(株式会社マーケットエンタープライズ)
複数のリサイクルショップに不要品の一括査定を依頼できるサービス
- ・ **ジモティー**(株式会社ジモティー)
不要品をサイト上に投稿し、譲り先を見つけるサービス

エコマーク

他の同様の商品と比較して環境負荷が少ない商品や環境保全型商品に付いています。

この事業は、(公財)日本環境協会が実施し、商品の製造・使用・廃棄などにおいて環境保全に役立つ商品にマークを付け、商品の環境面に関する情報を広く社会に提供し、環境にやさしい商品の消費者への普及を図ることを目的としています。



【エコマーク商品の例】

◎詰め替え容器 ◎リターナブル容器 ◎廃食用油再生せっけん

グリーンマーク

古紙を利用した再生紙製品に付いています。

この事業は、(公財)古紙再生促進センターが実施し、古紙を利用した紙製品(再生紙など)の利用拡大を通じて、古紙の再生利用の促進が省資源・省エネルギー・地球環境保護などに役立つという意識の向上を図ることを目的としています。



【グリーンマーク商品の例】

◎トイレットペーパー、ティッシュペーパー ◎コピー用紙 ◎封筒、ノート、原稿用紙

PETボトルリサイクル推奨マーク

日本国内で回収された使用済みPETボトルから再商品化されたフレーク、ペレットまたはパウダーが25%以上原料として使用されており、商品の主要構成部材として利用されているものに付いています。

この事業は、PETボトル協議会が実施し、マークつきの商品がPETボトルリサイクルに寄与している側面の情報を広く社会に提供し、消費者にリサイクル商品の選択を促しPETボトルのリサイクル推進に役立てることを目的としています。



【PETボトルリサイクル推奨マーク商品の例】

◎作業着・靴下などの衣類 ◎文具・事務用品 ◎植木鉢などの園芸用品 ◎水切りネット・ごみ袋

家庭用生ごみ処理機等によるごみ減量

生ごみを減量するためには、まず生ごみを出さないようにする発生抑制の取組が求められます。その上で発生してしまった生ごみについては、生ごみ処理機等を使ってリサイクルすることができます。市では、家庭用生ごみ処理機等の購入費の一部を助成しています。

◇助成の内容

助 成 金 額

購入金額の 2 分の 1 限度額 10,000 円

助成の対象となる機種

電動生ごみ処理機		生ごみコンポスト化容器	密閉容器
 乾燥式	 バイオ式	 ダンボールコンポスト含む	
電気を利用して短時間で加熱乾燥し減量化する。電気で処理するため、堆肥化資材を必要としない。		土に埋めて使用する。生ごみを入れたら落葉や土を入れてよく混ぜる。微生物の力で生ごみを堆肥にする。	米ぬかや EM ぼかしなどの発酵促進剤を生ごみにふりかけて発酵させる。下部にコックがあり、水を抜くことができる。
1 世帯につき 1 基助成します。		1 世帯につき年間 4 基まで助成します。	

※令和 3 年度 10 月から要綱改正を行い、上記機種以外にコンポスト化容器等に必要とされる基材についても申請可

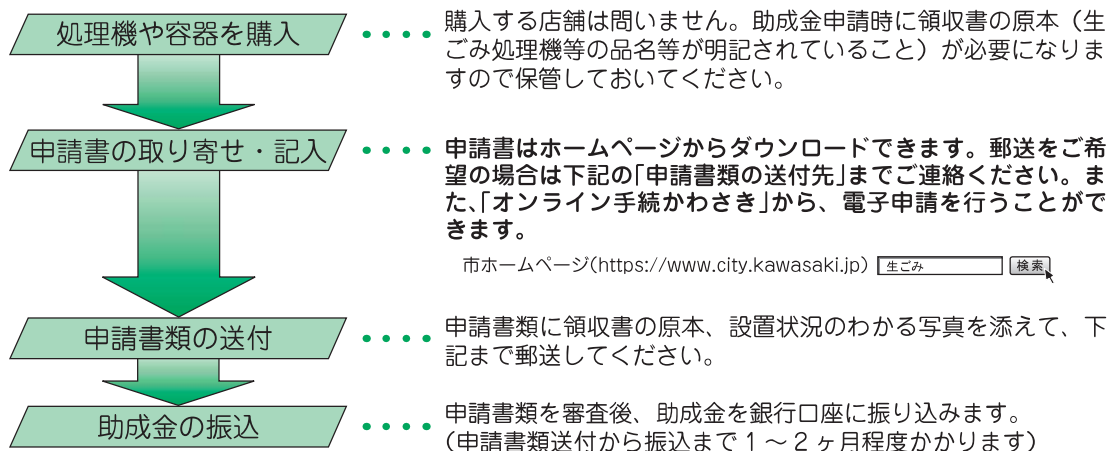
※上記以外でも、生ごみを減量化・リサイクルできる処理機等であれば助成の対象となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

※助成対象は、本体のみです。配送料等は含みません。

※領収書の日付は、申請年度の 2 年度前まで有効です。

助成金交付までの流れ

助成金には限りがあります。購入の際はお問い合わせください。



申請書類の送付先：環境局生活環境部減量推進課減量推進係 ☎ 044-200-2605 FAX 044-200-3923
〒 210-8577 川崎市川崎区宮本町 1

助成金の交付は、電動生ごみ処理機については 1 回までです。

市民団体等による生ごみリサイクル活動支援

10世帯以上で構成されている市民団体等が、生ごみを堆肥化した後、その堆肥により「農家が所有する農地で作物の生産」、「公共の花壇で草花の生育」のいずれかを行う場合にその活動費用の一部を助成します。活動は半年以上の継続が必要です。

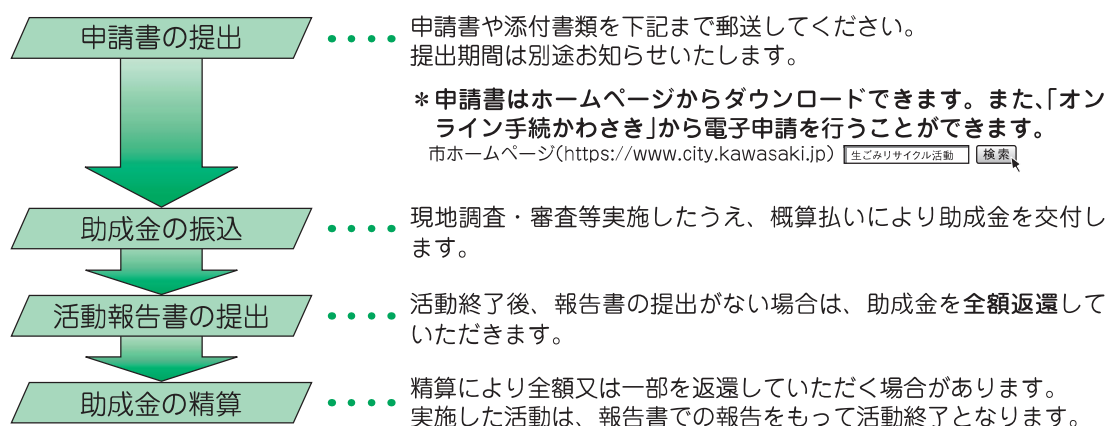
◇助成対象経費

事務用品等の事務的経費、車両・機器等の賃借等の道具類・消耗品類の経費等（ただし、人的経費及び他の助成制度の適用がある経費は除きます。）

◇助成額：上限 100,000 円

助成金交付までの流れ

助成金の予算には限りがあります。また、制度について詳細はお問い合わせください。



生ごみリサイクルリーダーの派遣

家庭での継続的な生ごみリサイクルを推進するため、生ごみリサイクル活動を長く経験し知識を有している方を川崎市生ごみリサイクルリーダーに認定しています。家庭で生ごみリサイクルを進めようとしてもうまくいかない場合など、下記までお問い合わせください。

◇リーダー派遣等の対象

- コンポスト化容器、密閉容器、電動生ごみ処理機などを使って生ごみリサイクルに取り組んでいる方で、うまくいなくて困っている方
- ご家庭で生ごみリサイクルをやりたいがやり方がわからず悩んでいる方
- 町会等で住民の方を対象とした生ごみリサイクルに関する講習会などを開催予定の方

対象となるリサイクル手法

- ・コンポスト化容器
- ・密閉容器
- ・電動生ごみ処理機
- ・ダンボールコンポスト
- ・落ち葉堆肥
- ・ベランダコンポスト

* 営利、特定の宗教や政治活動を目的とする場合及びこの制度の目的に沿わない場合などへの派遣等はお断りさせていただきます。

* 派遣は無料ですが、指導に伴う材料等は御負担願います。

お問い合わせ先：環境局生活環境部減量推進課減量推進係 ☎ 044-200-2605 FAX 044-200-3923
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

リサイクル活動実践の指導に関すること

不要なものをごみとせず資源として活用する効果的な活動に、資源集団回収やフリーマーケット、バザーなどがあります。

地域の皆さんとともに、リサイクル活動の実践に積極的に取り組んでください。

資源集団回収の実践

1 資源集団回収とは

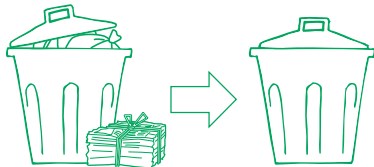
町内会・自治会やPTA等地域の市民団体が回収日時や場所を決め、家庭から排出される新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パック・リターナブルびん・古着などの資源物を持ち寄り、回収業者に一括して引き渡す活動です。

皆さん一人ひとりの協力で、資源を大量に効率よく集めることができ、リサイクルの推進につながります。

2 資源集団回収の効果

資源集団回収活動を通じて、次のような効果があります。

普通ごみへの資源の混入が減ります



資源が効率よく集まり有効利用できます



リサイクルや環境への意識が高まります



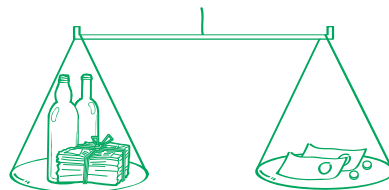
地域や家庭のコミュニケーションが深まります



まちの環境美化につながります



奨励金を地域活動の資金として有効活用できます



3 資源集団回収実践のポイント

1 みんなで話し合う

資源集団回収をはじめるにあたり、皆さんでよく話し合うことが大切です。

次に、事務係・広報係・指導係などの役割分担を決めます。

みんなで責任を持って取り組むことにより、一人ひとりの負担が軽くなります。

2 回収品目を決める

家庭から出る資源には、新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パック・リターナブルびん・古着などがありますので、ごみ減量のためにもできるだけ多くの品目を取り扱いたしましょう。(出し方 18 ページ参照)

3 日時と場所を決める

日時と場所を決めます。(例えば「毎月第2・4〇曜日」「毎週〇曜日」とすると覚えやすいでしょう)

資源集団回収を行うには、集まった資源を分別整理するスペースが必要です。回収場所は、分かりやすく、交通の妨げにならない場所を選びましょう。

4 資源集団回収業者を選ぶ

資源集団回収業者は、皆さんの活動の大切なパートナーになります。資源集団回収業者によっては取り扱う品目や回収方法は様々なので、皆さんの回収活動に適した資源集団回収業者を選定することが大切です。

川崎市資源集団回収事業連絡協議会

川崎市では、資源集団回収活動の拡大と円滑な推進を図るため、協議会を設置しています。協議会には、80業者(令和5年9月現在)が加入しており、市内の資源物の回収推進に努めています。

回収業者の選定・変更の場合などは、協議会事務局(電話 044-200-2579)までお問い合わせください。
資源集団回収事業連絡協議会会員名簿

市ホームページ(<https://www.city.kawasaki.jp>) [資源集団回収 名簿](#) [検索](#)

5 参加を呼びかける

チラシや回覧板、ポスターなどを定期的に利用し、多くの方に参加を呼びかけましょう。

子ども会やPTAなど地域の団体と連携すると、一層の効果が期待できます。また、回収当日、看板や旗などで地域の人たちに知らせることも有効な手段です。

6 長続きを目指す

定期的な広報や一人ひとりの負担を軽くすること、新しい協力者を増やすことが成功のカギです。活動の収益金などを活用して、地域のコミュニケーションの輪を広げ、楽しく活動することが長続きの秘訣です。

4 資源集団回収の奨励

資源集団回収は、1,468 団体（令和 5 年 9 月現在）が取り組んでおり地域のリサイクル活動として定着しています。

市では、皆さんの活動を支援し、資源物の回収が一層推進されるよう、奨励金を交付しています。



対 象 団 体



町内会・自治会、PTA 等の住民で組織される団体。
奨励金の交付を受けるためには、実施団体としての登録が必要です。新たに登録される場合は、所管の生活環境事業所へお申し出ください。

奨 励 金 の 額



資源集団回収量 1 キログラムにつき 3 円

奨 励 金 の 申 請



奨励金交付申請書に、回収業者からの回収量を示す伝票等を添え、所管の生活環境事業所へ送付してください。

【1 月から 6 月までの分】⇒

7 月末日までに

【7 月から 12 月までの分】⇒

翌年 1 月末日までに

奨 励 金 の 支 払



奨励金交付申請書の内容を確認の上、振り込みます。

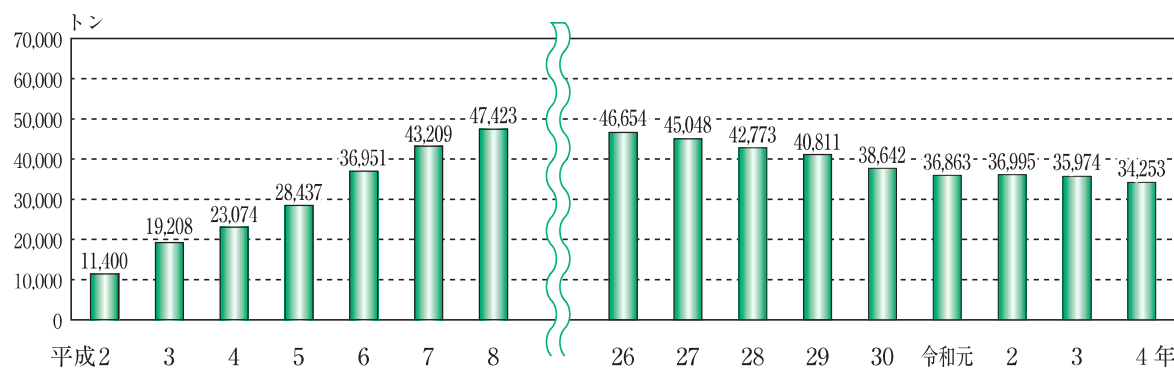
【1 月から 6 月までの分】⇒

9 月末日までに

【7 月から 12 月までの分】⇒

翌年 3 月末日までに

【 資源集団回収量の推移 】



5 資源集団回収の出し方

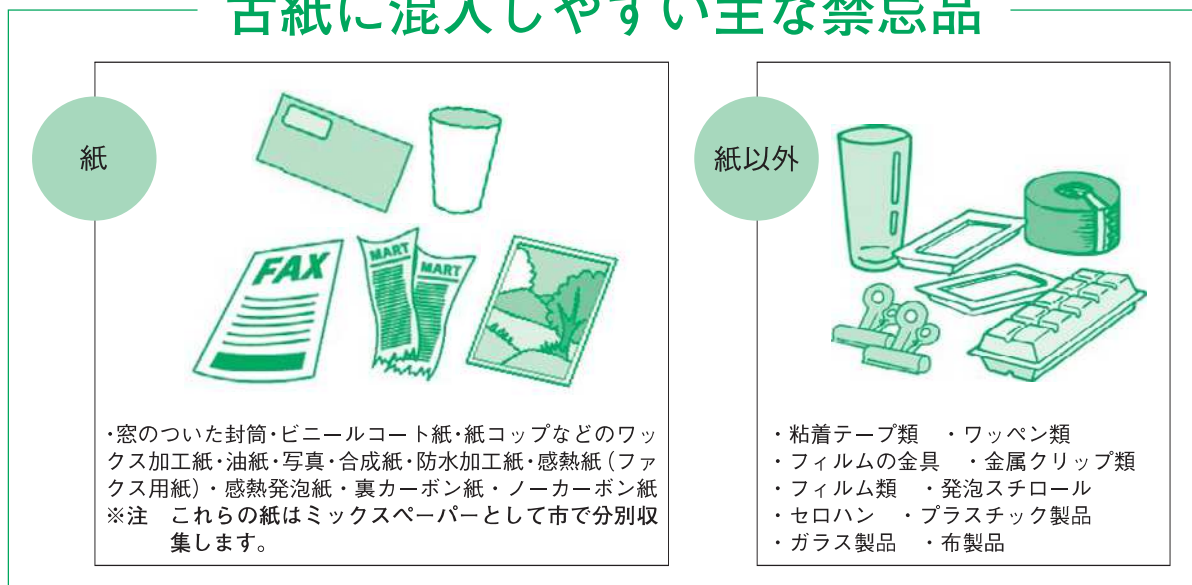
品 目		出 し 方	注 意 事 項
古紙類	新聞紙 (折込チラシ含む)	4つ折にし、ひもでしばる。	新聞紙と折込広告などのチラシは一緒にしてください。 さん き ひん 禁忌品 （混ぜてはいけないものを混入しないでください。（下図参照）
	雑誌・本 (カタログ等含む)	大きさをそろえ、ひもでしばる。	
	段ボール	折りたたみ、平たくして、ひもでしばる。	
	牛乳パック	すすいで開いて洗って乾かす。	
布類	古着・古布等	洗濯し、乾いているものを透明・半透明の袋などに入れる。	《再使用できないものの例》 濡れた古布類・雨合羽・枕・カーペット・マットレス・こたつ敷等
リターナブルびん (生きびん類)	一升びん ビールびん ジュースびん コーラびん など	キャップを取って、中をサッと洗う。	ワンウェイびん、化粧品びん、割れびんなどは回収しません。

※ 上記の表は、資源集団回収の一般的な出し方です。品目や出し方については、回収業者とよく相談のうえ実施してください。

※ 牛乳パックはスーパー等の店頭回収や生活環境事業所および区役所（川崎区を除く）・支所の拠点回収等も御利用ください。

※ 禁忌品（きんきひん）とは上記の表に記載されている品目以外のものです。混入しやすい主なものは次のとおりです。

古紙に混入しやすい主な禁忌品



6 資源物の拠点回収について

家庭で不用になった次の品目について、身近な区役所等で拠点回収を行っています。
お近くの拠点回収場所を御利用いただき、ごみの減量とリサイクルの推進に御協力ください。

資源物拠点回収箇所

		小型家電	布類	インク カート リッジ	牛乳 パック
川崎区	川崎市役所第3庁舎	○（携帯・スマホのみ）			
	川崎区役所	○		○	
	大師支所	○	○（ごみ相談窓口※）	○	○
	田島支所	○	○（ごみ相談窓口※）	○	○
	川崎生活環境事業所 （塩浜 4-11-9 電話 266-5747）	○	○		○
	教育文化会館			○	
	大師分館			○	
	田島分館			○	
	川崎市複合福祉センターふくふく	○	○		
	かわさきエコ暮らし未来館	○			
幸区	幸区役所	○	○（ごみ相談窓口※）	○	○
	日吉出張所	○		○	
中原区	中原区役所	○	○（ごみ相談窓口※）	○	○
	中原生活環境事業所 （中丸子 155-1 電話 411-9220）	○	○		○
	中原市民館			○	
	国際交流センター	○			
高津区	高津区役所	○	○（ごみ相談窓口※）	○	○
	橘出張所	○		○	
	橘処理センター	○	○		○
	CC かわさき交流コーナー （高津市民館内）	○		○	
宮前区	宮前区役所	○	○（ごみ相談窓口※）	○	○
	向丘出張所	○		○	
	宮前生活環境事業所 （宮崎 172 電話 866-9131）	○	○		○
多摩区	多摩区役所	○	○（ごみ相談窓口※）	○	○
	生田出張所	○		○	
	多摩生活環境事業所 （枳形 1-14-1 電話 933-4111）	○	○		○
	多摩スポーツセンター （菅北浦 4-12-5）	○			
麻生区	麻生区役所	○	○（ごみ相談窓口※）	○	○
	ヨネッティー王禅寺	○	○		○
	王禅寺エコ暮らし環境館	○	○		○

古着などの布類

◇対 象

家庭から出る古着類、布類
(Tシャツ、ワイシャツ、ズボン、シーツ、タオル、毛布など)



◇回収できないもの

汚れ、破れがあるもの、会社の制服、仕立てくず、布団、かばん、靴

①資源集団回収での回収

回収日、回収場所等は実施団体により異なります。また、回収品目についても実施団体により異なりますので、古着類を扱っていない実施団体もあります。

※詳しくは生活環境事業所にお問い合わせください。

②区役所などでの拠点回収

○生活環境事業所

受付時間：午前9時30分～午前11時30分・午後1時30分～午後3時30分
(日曜・1月1日～1月3日をのぞく)

○ごみ相談窓口

受付時間：午前9時～午前11時(幸区のみ午前9時～午前12時)

幸区役所・・・毎月第2・第4土曜日

田島支所・・・毎月第3金曜日

大師支所・・・毎月第4金曜日

中原・高津・宮前・多摩・麻生区役所・・・毎月第4土曜日

○その他の施設

川崎市複合福祉センターふくふく、ヨネッティー王禅寺、王禅寺エコ暮らし環境館でも回収ボックスを設置しておりますので、御利用ください。

※生活環境事業所および一部の区役所では、衣替えの時季となる6月と11月頃には重点回収も行っています。

③イベント回収：市民祭り、区民祭等

小型家電

携帯電話、デジタルカメラ等の小型家電にはレアメタル等の貴重な資源が含まれています。平成 25 年 9 月から市内公共施設に回収ボックスを設置し、家庭で不用となった小型家電を回収しています。回収した小型家電は再資源化され、資源の有効利用が促進されます。

◇対 象

- ・長辺が 30cm 未満で 30cm × 15cm の投入口に入る家電製品
- ・例) 携帯電話・PHS、デジタルカメラ、ビデオカメラ、電子辞書、ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、IC レコーダー 等

※パソコンを除く



回収ボックス(黄色)

◇お願い

- ・本体やメモリーカードのデータなど、個人情報とはあらかじめ消去してから、ボックスに入れてください。
- ・一度投入されたものは返却できません。
- ・パソコンは、各メーカーのリサイクルに御協力ください。

■宅配便を活用した小型家電の回収

- 市では、宅配便を活用した小型家電の回収を行っているリネットジャパンリサイクル株式会社(国の認定事業者)と協定を締結しています。
- パソコンについては、製造メーカーや国の認定事業者等がリサイクルするため、市では回収できませんが、リネットジャパンリサイクルは、宅配便を活用して、パソコンを含む400品目以上の小型家電を回収・リサイクルする唯一の認定事業者です。
- 川崎市は連携市町村のため、回収料金が割引になる場合があります。
- 料金や申込方法等の詳細はリネットジャパンリサイクルのホームページをご確認ください。



ReNet.jp
recycle

リネットジャパンリサイクル(株)

[リネットジャパンリサイクルホームページ] <https://www.renet.jp>

リネットジャパンリサイクル

検索

問い合わせ先 リネットジャパンリサイクル(株) ☎0570-085-800

Q1 「小型家電」を「小物金属」として集積所に出してもよいですか。

A: 「小型家電」として回収することにより、これまで以上に貴重な資源の回収ができるようになりますので、御協力ください。地域の集積所に出す場合は、『資源物とごみの分け方・出し方』に従ってください。

インクカートリッジ

家庭で使用されたインクカートリッジを区役所等で回収しています。回収したカートリッジは再資源化されます。

◇対 象

家庭で使用したインクジェット方式又は、熱転写方式のプリンターインクカートリッジ。ブラザー、キャノン、エプソン、日本ヒューレット・パカードが製造・販売する純正品。※破損品、改造品は除く

◇出し方

袋や箱などから出してカートリッジだけを回収箱へ入れてください。



回収箱

お問い合わせ先：環境局生活環境部減量推進課減量推進係 ☎ 044-200-2579 FAX 044-200-3923
〒 210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

牛乳パック

紙パックは、軽い、割れない、衛生的などの理由から広く市民の皆さんに普及していますが、その原料は針葉樹 100% のバージンパルプが使用されています。リサイクルすると 1 リットル入り紙パック 6 枚で 1 個のトイレットペーパーを作ることができます。

紙パックの回収を実践することは、地球全体の森林保護に大きく役立ちますので皆さんの取り組みをお願いします。

市関係施設だけではなく、スーパーマーケットなどの回収ボックスも利用してください。

◇対 象

アルミがラミネートされていない牛乳パック

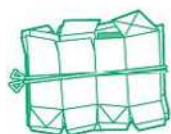
◇出し方

水洗いし、開いて乾かしたものをに出してください。

食品トレイ

食品トレイは野菜や肉類など、たくさんの商品の容器に使われています。この食品トレイは石油から作られており、食品トレイの回収を実践することで、ごみの減量と地球資源の節約が図れることからみなさんの取り組みをお願いします。

食品トレイの回収ボックスを設置しているスーパーマーケットなどを積極的に利用しましょう。



※束ねるときはガムテープは
使用しないこと。



排出方法の順守指導に関すること

市で収集する「普通ごみ」、「粗大ごみ」、「小物金属」、「空き缶」、「空きびん」、「ペットボトル」、「使用済み乾電池」、「ミックスペーパー」、「プラスチック製容器包装^{*}」の9品目を分別して、決められた収集日に出すよう指導をお願いします。また、古紙（新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パック）、古布（古着など）、リターナブルびん（ビールびん、一升びんなどの生きびん）など、資源集団回収や店頭回収が行われている物はごみとして出さないよう指導をお願いします。

※令和6年4月から川崎区で「プラスチック資源」の収集を開始し、
令和7年度に幸区・中原区まで拡大、令和8年度から全市で実施します。（詳しくはP37を参照）

年末年始の収集日程 1月1日から1月3日と日曜日は収集しません。その他は通常通りです。

普通ごみ

◇収集日

「月・木」「火・金」「水・土」の収集地域に分けて収集します。祝日も収集を行います。（1月1日から1月3日を除く）

◇収集するもの（資源物・小物金属・粗大ごみ以外のごみ）

生ごみ、枝木、ガラス、食器など

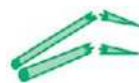
※ 爆発や火災の恐れのある薬品類や感染の恐れのある注射針などは収集しません。

◇出し方

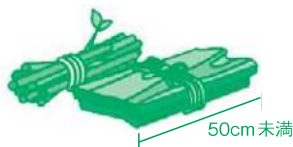
- 普通ごみは、ふた付ポリ容器、または透明・半透明の袋で収集当日の朝8時までに出示してください。中身の見えない黒い袋等は、使用できません。また、段ボール箱などでも出さないでください。（段ボールは、資源集団回収を利用し、資源化への協力をお願いします。）
 - 使用済み蛍光管（割れたものを含む）は、厚紙等に包むか購入したときの箱などに入れ、「蛍光管」と表示して、普通ごみ収集日に生ごみ等の袋と分けてお出しください。
- ※ 使用済み蛍光管は生活環境事業所への持ち込みも可能です。



台所の生ごみは水をよく切ってください。



串は先を折るなどし、危なくないようにして出してください。



少量の小枝・板切れは、太さ10cm程度、長さ50cm未満にし、小さく束ねて、1回3束程度を目安に出してください。



ガラス・陶器のかげらなどは厚紙等に包み、「ワレモノキケン」などを書いて出してください。

- 枝葉類は、毛虫などによる収集職員の被害防止のため、殺虫するなどしてから出してください。
- 防犯・環境美化維持のため収集日以外や、夜間、収集後には出さないでください。



お願い 職員が収集作業中、焼きとりの串などを手足に刺したり、ガラスの破片で指を切ったりするけががたびたび発生していますので、その防止に御協力ください。

Q 1 収集日以外や収集後に出ているごみをどうすればよいか。

A : 出ているごみは、開封せずにそのままにしてください。日常の指導の積み重ねの中で時間をかけ、ごみを出さないようお願いしてください。また、繰り返し出される場合などについては生活環境事業所へ相談してください。

Q 2 道路にごみがあふれ通行の障害になるとの苦情を受けたが。

A : ごみの出し方の改善について、まず集積所を使用している住民の皆さんで話し合うようにしてください。状況によっては、生活環境事業所に相談してください。

Q 3 廃食用油はどうすればよいか。

A : 食用油は、こせば使用できますので、できるだけ使い切りましょう。ごみとして出す場合は紙や布にしみこませ普通ごみとして出してください。
また、自主的に回収を行っている市民団体等もありますので、御活用ください。

Q 4 段ボール箱をごみ排出容器として使用したいとの相談を受けたが。

A : 段ボールは大切な資源です。容器としては使用せず、資源集団回収を利用し資源化するようにお願いしてください。

Q 5 猫やカラスによるごみの散乱で、美観をそこなうだけでなく衛生的にもよくないとの相談を受けたが。

A : 次のような指導をお願いします。

- ① ふた付の容器で、ごみを出す。
- ② 前日の夜や収集後にごみを出さないよう周知徹底する。
- ③ ごみ集積場をネット等でおおうなどの改善をする。

Q 6 使用後の紙おむつはどうすればよいか。

A : 汚物はトイレに流し、小さく丸めるなど衛生面や臭気に注意して、普通ごみとして出してください。

◇ごみ集積所

- ごみ集積所とは、普通ごみを出す場所として市民の皆さんが合意し、生活環境事業所と話し合いの上決められた場所で、ごみ収集車がごみを収集に来るまでの一時的なごみの保管場所です。ごみ捨て場ではありません。
- ごみ集積所は約 10 軒に 1 箇所をめどに設置するようお願いしています。
- 一定規模（10 戸）以上の住宅については、建築確認申請時にごみ集積所の設置について条例に基づき指導しています。
- ごみ集積所を新設する場合は、使用する住民の皆さん（特に影響を受けるごみ集積所付近の住民）が合意した上で場所を選定し、生活環境事業所に相談してください。なお、以下のような場合、集積場所の変更をお願いする場合があります。
 - ・収集車が駐停車できない場所（交差点内、バス停前など）
 - ・行き止まりや道幅が狭いなど、収集車が通行・通り抜けできない場所
 - ・見通しが悪く、収集車が停車することにより歩行者や他車が安全に通行できない場所など

お願い ごみ集積所の維持管理は、使用する住民の皆さんで協力して行ってください。きれいなまちづくりのため、住民の皆さん同士の協力によりごみ集積所を清潔に美しく保ちましょう。

Q 7 2 世帯しか利用する予定はないが、新たにごみ集積所を設置できるか。

A : ごみ集積所は約 10 軒に 1 箇所をめどに設置していますので、既設のごみ集積所を利用するようお願いしてください。

Q 8 ごみ集積所に無断で粗大ごみが出されてしまうが。

A : 粗大ごみに張り紙をするなどして、出した人に持ち帰るよう注意してください。引越しなどで粗大ごみを出した人がいない場合、数日たっても撤去されない場合、頻繁に出される場合は、生活環境事業所に相談してください。

Q 9 駅周辺の集積所のため通行人がごみを投げ捨てていくとの苦情を受けたが。

A : ① ごみ集積所に看板等を掲出し、通行人に注意を促してください。
② ごみ集積所の巡回を行ってください。